

第2期奈良県がん対策推進計画

案



平成25年3月

奈良県

②取り組むべき施策

○がん診療体制の充実

県民が県内で質の高いがん治療を受けることができるよう、平成28（2016）年度中に開院を予定する新県立奈良病院において、最新の放射線治療装置の設置を進めるとともに、外来化学療法室の拡充などを図り、がん医療における北和の地域医療を支える拠点病院として、機能整備を行います。

現在、がん診療連携拠点病院のない南和地域においては、公立3病院の役割分担、機能再編を行い、平成27（2015）年度中に開院をめざす救急病院（急性期）において、予防、診断、外科的療法、化学療法を基本とした上で、がん治療の充実を進めます。

国において進められているがん診療連携拠点病院のあり方についての検討状況を踏まえながら、県は、がん医療の均てん化と集約化、病院間の連携の観点から、県内におけるがん診療体制の検討を行い、地域がん診療連携支援病院のあり方や指定要件について検討します。

がん診療連携拠点病院等は、集学的治療の提供体制や各種チーム医療体制の整備を進めるとともに、放射線療法や化学療法等に携わる医師、看護師、薬剤師等の専門的な医療従事者の適正配置と育成を推進します。

県は、がん診療連携拠点病院等のがん診療に携わる医療従事者が、独立行政法人国立がん研究センターで実施される専門的な研修を受講するよう促進します。また、都道府県がん診療連携拠点病院である県立医科大学附属病院が実施する放射線療法や化学療法等のがん医療従事者研修を促進し、がん医療に携わる人材の専門性の醸成を図ります。

県は、看護師のキャリアアップ支援の一環として、認定看護師や専門看護師等の資格の取得を支援し、がん診療に携わる専門的な看護師の配置を促進します。

放射線療法については、高度な技術を要する治療は特定の病院に集中させ、それ以外の治療はその他の地域がん診療連携拠点病院等で実施するなど機能分担が必要であるため、引き続き、奈良県放射線治療地域連携協議会を中心に情報の共有化を図り、病院間の連携を進めます。

化学療法については、奈良県がん対策推進協議会のがん医療部会化学療法分科会を中心に、がん診療連携拠点病院等における人材育成の進め方や病院間における連携方策について検討します。また、標準治療を均しく提供するためには、がん化学療法レジメンの質を担保する必要があり、がん診療連携拠点病院間の治療レジメンの共有や共通化の可能性について検討します。

県内の医療機関における手術療法の実施体制や病理診断体制、リハビリテーションの状況については、その実態把握を進め、必要な施策の検討を行います。

がん診療連携拠点病院等は、医科歯科連携による周術期及び放射線療法、化学療法時、骨転移治療薬投与時の口腔機能管理（口腔ケア）の充実と推進を図ります。がん診療連携拠点病院等が開業医と連携を進めるに当たり必要な支援については、歯科医師会と連携し検討を進めます。

国が進める小児がん拠点病院の指定・整備の動向を踏まえつつ、小児がん患者やその家族への支援のあり方や長期フォローアップ体制等について検討を進めます。

○がん診療情報の提供の推進

がん診療連携拠点病院等をはじめとした医療機関は、インフォームド・コンセントを進めるとともに、患者やその家族が希望すれば、セカンドオピニオンを受けられることができる体制整備を進めます。

がん診療連携拠点病院等をはじめとした医療機関は、診療機能や診療実績、専門医の配置の有無等の情報提供を進めるとともに、県は、がん診療に関する情報を一元的に分かりやすく整理し、広く県民や関係機関に提供します。その際、医療の質（Quality Indicator）の測定の観点についても研究を進めます。